

放送大学学園の公益通報者保護等に関する規程

平成18年3月27日

放送大学学園規程第19号

改正 平成23年3月28日 平成30年5月28日

令和4年5月24日

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、放送大学学園（以下「学園」という。）において、公益通報者が当該通報をしたことにより不利益な取扱いを受けることのないよう、通報の処理その他の手続きを定めることにより、国民の生命、身体、財産その他の利益の保護等にかかわる法令の規定の遵守を図り、もって学園の業務の適正な執行を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、「通報対象事実」とは、学園（学園の役員、職員、代理人その他の者（以下、「役職員等」という。）を含む。）についての法令違反行為の事実をいう。ただし、個人の職務外の法令違反行為の事実は含まない。

2 この規程において、「通報」とは、次の各号のいずれかに掲げる者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、学園に設置された窓口に通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

一 役員

二 放送大学学園就業規則（平成15年放送大学学園規則第4号）第2条第1項に規定する者、放送大学学園期間業務・時間雇用職員就業規則（平成15年放送大学学園規則第5号）第2条に規定する者

三 学園との契約に基づき学園に関する業務に従事する者（前二号に掲げる者を除く）

四 当該通報の日前一年以内に第二号又は第三号であった者

3 この規程において、「相談」とは、前項各号のいずれかに掲げる者が、通報対象事実について学園に設置された窓口で相談することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で行うものを除く。

4 この規程において、「公益通報者」とは、第2項に定める通報を行った者をいう。

(窓口)

第3条 通報又は相談（以下「通報等」という。）を受けるための窓口を総務部総務課（以下「総務課」という。）に設置する。

2 理事長は、公益通報対応業務従事者を書面により指定する。

(通報の方法等)

第4条 通報の方法は、面談によるもののほか、電話、手紙又は電子メール等により行うものとする。

2 通報の情報の信頼性を確保するとともに、当該情報に基づく調査を可能とするため、通報は、通報する者が、氏名、所属及び連絡先電話番号を明記して行わなければならない。匿名での通報は受け付けられないものとする。

3 通報は、通報に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにして行わなければならない。

4 通報は、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当な根拠を示して行うよう努めるものとする。

(調査)

第5条 調査の必要があると認められたときは、総務課は、理事長が指名する理事（以下「理事」という。）の指示の下に、通報対象事実に関係する部課室（以下「関係部課室」という。）と相互に緊密な連携を図りつつ、調査を行うものとする。ただし、当該調査に、通報の内容に関係する者を関

与させてはならない。

- 2 総務課は、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、通報した者に対して、通報があった日から20日以内に、通知するものとする。
- 3 調査は、公益通報者が特定されないよう調査方法等を工夫して行わなければならない。
- 4 学園の役職員は、正当な理由がある場合を除き、調査に協力しなければならない。
- 5 関係者の秘密の保持等に配慮しつつ、調査結果を取りまとめ、その結果を、遅滞なく、公益通報者に通知するものとする。

(是正措置)

第6条 調査の結果、法令違反行為の事実が明らかになった場合は、理事は理事長に是正及び再発防止(以下「是正等」という。)の措置を求め、理事長は速やかに是正等のために必要な措置を講ずるものとする。

- 2 是正等の措置をとった場合は、その内容を関係者の秘密の保持等に配慮しつつ、公益通報者に対し、遅滞なく、通知するものとし、必要に応じ関係機関等へ報告するものとする。
- 3 通報の処理が終了した後、是正等の措置が十分に機能していることを適切な時期に確認し、必要があると認めるときは、新たな是正等の措置その他の改善を行うよう努めるものとする。

(関係者の処分)

第7条 調査の結果、法令違反行為の事実が明らかになった場合は、関係者に対し懲戒その他適切な措置をとるものとする。

(通報等をした者の保護等)

第8条 通報等をした者は、正当な通報等をしたことを理由として、学園から不利益な取扱いを受けないものとする。

- 2 必要があると認めるときは、通報等をした者に対して不利益な取扱いを行った役職員等に対し、懲戒その他適切な措置をとるものとする。

(個人情報の保護)

第9条 役職員等は、通報がされた内容及び調査により知り得た個人情報を漏えいしてはならない。また、公益通報者は、調査により知り得た情報を漏えいしてはならない。

- 2 必要があると認めるときは、正当な理由なく個人情報を漏えいした役職員等に対し、懲戒その他適切な措置をとるものとする。

(不正の目的の通報への対処)

第10条 通報等をした者が、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的で通報等を行ったことが判明した場合は、通報等をした者に対し、懲戒その他適切な措置をとるものとする。

(通報等を受けた職員の責務)

第11条 総務課の職員以外の職員が、通報等を受けた場合は、本規程に準じて誠実に対応するよう努めなければならない。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月28日)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月28日)

この規程は、平成30年5月28日から施行し、平成30年5月1日から適用する。

附 則(令和4年5月24日)

この規程は、令和4年6月1日から施行する。